

北村山公立病院組合障がい者活躍推進計画

機関名	北村山公立病院組合
任命権者	北村山公立病院組合管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日 ただし、計画期間内においても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。
北村山公立病院組合における障がい者雇用に関する課題	令和元年6月1日時点での障がい者雇用率は2.95%であり法定雇用率（2.5%）を達成しているが、障がい者である職員がより活躍するためには、合理的配慮の実施等による働きやすい環境づくりが必要である。
目標	
①採用に関する目標	各年6月1日時点の障がい者雇用率が法定雇用率以上であること。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況報告の際に、人事記録を元に雇用者の定着状況の把握、進捗管理を行う。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用推進者として経営管理課長を選任し、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、諸条件の整備を行う。 ・障がい者の相談窓口を経営管理課総務係へ設置する。 ・障がい者の雇用が5人以上となる場合は、雇用開始から3か月以内に障がい者職業生活相談員を選任し、障がい者の職業全般の相談・指導を行う。なお、障がい者職業生活相談員に選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講するものとする。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・現に勤務する障がい者の状況の把握に努め、負担なく遂行できる業務への配置など必要な配慮を行い、継続的な措置を講ずる。 ・現に勤務する障がい者や新たに採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、必要に応じて職務の選定及び創出についての検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価の面談の際などに、障がい者と業務との適切なマッチングが出来ているかの点検を行い、必要に応じ対応を検討し措置を講じる。

備・人事管理	<ul style="list-style-type: none">・措置を講じる際は、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。・募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。<ul style="list-style-type: none">「特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する」「自力で通勤できることといった条件を設定する」「介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する」「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること等の条件を設定する」
--------	---